

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 4 月 30 日

水 曜 日

第 3757 号

目 次

規 則

○富山県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 1

告 示

○富山県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定についての一部改正 4

公 告

○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 4 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第43号

富山県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

富山県屋外広告物条例施行規則（昭和49年富山県規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 の 1 の(2)の表中

その他のもの	(ア) 次に掲げる道路及び び鉄道から展望する ことができる地域に あつては、当該道路 敷境界線及び鉄道等 境界線から 100メー トル後退して設置す	(ア) 上端の高さは、地 上から 8 メートル以 下であること。 (イ) 表示面積は、30平 方メートル以下であ ること。 (ウ) 色彩は、彩度の高
--------	---	--

を

		<p>るものであること。 a 一般国道（国道470号を除く。）</p>	<p>い色を表示面積の3分の1を超えて使用しないこと。</p>
<p>「 その他のもの</p>		<p>(ア) 全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第2条に規定する新幹線鉄道から展望することができる地域（当該鉄道の南側の地域に限る。） (イ) 次に掲げる道路及び鉄道等から展望することができる地域にあつては、当該道路敷境界線及び鉄道等境界線から100メートル以上後退して設置するものであること。 a 一般国道（国道470号を除く。）</p>	<p>(ア) 上端の高さは、地上から8メートル以下であること。 (イ) 表示面積は、30平方メートル以下であること。 (イ) 色彩は、彩度の高い色を表示面積の3分の1を超えて使用しないこと。</p>
<p>「</p>		<p>(イ) 上端の高さは、地上から6メートル以</p>	<p>に、</p>

		<p>下であること。</p> <p>(ウ) 表示面積は、20平方メートル以下であること。</p> <p>(エ) 色彩は、彩度の高</p>		を
「		<p>(ウ) 上端の高さは、地上から 6 メートル以下であること。</p> <p>(エ) 表示面積は、20平方メートル以下であること。</p> <p>(オ) 色彩は、彩度の高</p>		に改

める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に富山県屋外広告物条例（昭和39年富山県条例第66号）第 6 条又は第10条第 3 項の規定によりされた許可又は許可の更新の申請に係る広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準については、この規則による改正後の別表第 4 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に適法に表示され、又は設置されていた広告物又は掲出物件（前項の規定によりなお従前の例によることとされた許可の基準に係る広告物又は掲出物件を含む。）で、この規則による改正後の別表第 4 に掲げる基準に適合しないもの（以下「既存不適合広告物等」という。）に係る広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準については、この規則の施行の日から 3 年間は、この規則による改正後の別表第 4 の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該既存不適合広告物等の変更又は改造（第 8 条に規定する軽微な変更又

は改造を除く。)をしようとする場合は、この限りでない。

(建築住宅課)

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

富山県告示第243号

富山県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定についての一部改正
について

富山県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定について（平成22年富山県告示
第 222号）の一部を次のように改正し、平成26年 7 月 1 日から施行する。

平成26年 4 月 30日

富山県知事 石 井 隆 一

1 の表第 3 種禁止地域の項(1)中「次号において」を「以下」に改め、同項に次の
ように加える。

- (3) 全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第 2 条に規定する新幹線鉄道
（富山市の区域を除く。以下同じ。）の全区間及び当該鉄道境界線から両側
500メートル以内の区域（用途地域及び新幹線鉄道から地形により展望するこ
とができない区域を除く。）

(建築住宅課)

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法
施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は
特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」
という。）第 6 条の規定により公告する。

平成26年 4 月 30日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品等の名称及び数量
富山県立砺波高等学校仮設校舎 一式
- (2) 借入物品等の規格、機能、性能等
入札説明書による。
- (3) 借入期間
平成26年8月15日から平成27年1月31日まで
- (4) 借入場所
入札説明書による。
- (5) 借入条件
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成26年富山県告示第163号）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成26年富山県告示第163号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

平成26年4月30日から平成26年6月2日までの間（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成26年5月12日 午後1時30分

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

- (4) 入札書の提出期限

平成26年6月9日 午後5時15分

- (5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

- (1) 開札日時 平成26年6月17日 午前10時

- (2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

- (3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の 1 箇月分の賃借料の金額とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。

- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Toyama Prefectural Tonami High School Temporary School Building Lease, one set
- (2) Your bid must be delivered not later than 5:15 p.m. on June 9, 2014
- (3) Contact point for notification:
General Affairs, Accounting and Property Management Division
Treasury Bureau
Toyama Prefectural Government
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.
930-8501 Japan
Telephone: 076-444-3423,3424